

産業構造審議会知的財産分科会

第7回不正競争防止小委員会議事録

○諸永室長　それでは、定刻となりましたので、ただいまより産業構造審議会知的財産分科会不正競争防止小委員会第7回会合を開催いたします。

本日は、ご多忙中ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、久貝委員、田村委員、宮島委員がご欠席です。オブザーバーといたしまして、個人情報保護委員会事務局、内閣府知的財産戦略推進事務局、警察庁、法務省、文化庁にご出席いただいています。また、本日はゲストスピーカーといたしまして、東京電力フェュエル&パワー株式会社の石橋様、E-Tech研究会事務局の河野様にもご出席いただいています。また、経団連からも意見書などをいただいておりますので、吉村産業技術本部長にもご出席をいただいております。

それでは、進行を岡村座長、よろしく願いいたします。

○岡村委員長　本日もよろしく願いいたします。

審議に先立ちまして、いつものように事務局から、本日の資料につきましてご確認のほどよろしく願いいたします。

○諸永室長　ありがとうございます。

それでは、本日もペーパーレスで行わせていただきます。一部、資料がけさ方になってしまったものがございましたので、大変申し訳ございません。資料の公開などのご確認でございますけれども、昨日アップできていない資料といたしまして、参考資料1、参考資料2、参考資料3で、知的財産協会、経団連からの意見書と、我々のほかの研究会でご参加いただいている西岡靖之先生からの意見書なども参考資料として提示させていただいております。そして、委員の方々向けで、J E I T Aさんから先生方の議論の参考にしてくださいということで意見書をいただいておりますので、先生方のテーブルのみ配付させていただきます。。

以上でございます。

○岡村委員長　ありがとうございます。

そうしましたら、本日はまず、これまでの第四次産業革命関連の議論とは別の論点とい

たしまして、「不正競争に関する訴訟における適切かつ公平な証拠収集手続の実現について」に関するご説明がございました。

では、諸永室長、よろしくお願いいたします。

○諸永室長　ありがとうございます。

今回のこの審議会は、第四次産業革命に向けて、データの取り扱いなどを議論させていただいたわけなのですが、不正競争防止法全体の話といたしまして、証拠収集手続において、インカメラ手続の導入の検討が実は特許法において今検討が進んでおります。今まで証拠収集の部分というのは、特許法を横にみながら、それを半周おくれ、一周おくれで不正競争防止法も改正を進めてきたのですが、今回、まさに特許法での検討が不正競争防止法全般にもなじむ部分がございますので、今日ご紹介させていただきつつ、特許法と同等の改正をすることでいかがかといったお諮りをしたいと思っています。

それでは、資料3に基づいて説明させていただきます。おめぐりいただいて証拠収集手続は、不正競争防止法の第7条において、もともと文書提出命令に関して提出を拒むことができる正当な理由の判断において、インカメラ手続が既に導入されています。その文書提出命令などが行われたときの必要性の判断は、現状、申立書に基づいて裁判官の方が判断されますけれども、その必要性の判断に当たっても、追加の資料の提出を求めることができるようにというところを追加していく部分と、その提出された資料に関してインカメラ手続で行う、こちらの導入が今、特許法改正のための特許制度小委員会委員会で検討されています。

また、その提出された資料などを判断していくときの知見としても、技術的な専門性が非常に高まってきているところもありますので、そこに公正中立な第三者の技術専門家に守秘義務をかけた上で入っていただけるようにする制度が、今、特許法の改正で検討が進んでいるところでございます。特許法の改正をみていくと、原告側の主張に基づいて申立てが行われて、それを被告側が実際に資料を出そうか、あるいはそれを拒む場合その必要性がないのではないかについてを検討する中で、相手方の書類にまさに営業秘密が含まれる場合が、こちらのインカメラ手続を行う理由として挙げられています。提示している資料の一番下の部分でございますけれども、不正競争防止法の訴訟全般に関しましても特許法の改正がこの趣旨でなされるのであれば、同様の規定を導入するところを今回ご提案させていただきます。

ただ、こちらの特許法の改正の部分に関しては、また今月末に特許制度小委員会が開かれますので、それをみつつといったところであるのですが、我々のとりまとめとタイミングがずれますので、今日皆さんにご検討いただきたいことは、同様の趣旨であれば、同じものを入れるところまでご納得いただいて、最後どのような規定になるかは特許制度小委員会の検討をみるということのお諮りでございます。

そういう意味で、今回事務局案として一番下に書かせていただきましたのは、「証拠収集手続について、特許法の改正がなされる場合は、その主旨に鑑み、不正競争防止法においても同様の規定を導入する。」とを今日ご提案させていただきたいと思えます。

後ろに参考資料をつけておりますけれども、まずこちら、特許制度小委員会で検討の途中段階で、今年の3月、4月というタイミングでパブコメなどがかけられた部分でございます。こちらは今しました説明と重なる点もございまして、書類提出命令や検証物提示命令に関してインカメラ手続において、書類・検証物の提出の必要性を判断できるようにする制度。そして、先ほど申し上げた技術的専門家が、秘密保持義務がかかった上で証拠収集手続に関して関与できるようにする制度というような2点が挙げられているところでございます。

ポンチ絵のようなものがその次のページにありまして、こちらは、今まで現行は申立書に基づいてのみで判断していたがために、なかなか中身がわからない部分があって、そうすると必要性の部分が判断できず書類提出まで至らないところが多かったところを、当事者に書類をいったん提示させてインカメラ手続において、実際の現物をみつつやることによって、もう少し判断を行いやすくするところが、この赤い部分が新たに追加される部分でございます。

もう一枚おめくりいただきまして、その過程において裁判官のサポートという形で技術専門家にあっていただくという議論がなされているところでございます。

以上のようなものを、特許法制度が変わっていけば、不正競争防止法においても同様の規定を入れるで皆様のご了解をいただきたいというのが本日の趣旨でございます。

以上でございます。

○岡村委員長　　ありがとうございました。

ただいまの事務局資料に基づく説明につきまして、ご質問あるいはご意見などがござい

ましたら、いつものように名札を立てていただいております。

矢口委員、よろしく申し上げます。

○矢口委員　ありがとうございます。

新たな規定を設けること自体につきまして異論ございません。このような法改正がされることによりまして、証拠の必要性の判断がしやすくなる場合が多くなるものと考えております。

ただ、証拠の必要性の判断ですけれども、申立書の記載内容だけではなくて、ほかの争点におきます立証の状況ですとか、訴訟におけるさまざまな事情を考慮して判断されるものですので、例えば裁判所がほかの争点について抱いた心証からして、問題となっている書類を提出させなくても結論が出せると考える場合などでは、そもそも書類提出を命ずる必要がないこととなります。

したがって、今回の法改正がされたことによって、直ちにインカメラ手続ですとか専門家の活用が劇的に進むというわけではない場合もあるかと思っておりますので、この点をご留意いただきたいと思います。

○岡村委員長　ありがとうございました。

それでは、相澤委員、お願いいたします。

○相澤委員　今の点ですが、商標法と意匠法は一緒にするのでしょうか。

○武重特許庁総務課企画調査官　私のほうからご説明させていただきますが、現在は特許法のほうで考えておりまして、その背景も技術的に困難というところがベースになっておりますので、特許法での対応を予定しております。

○相澤委員　不正競争防止法2条1項1号、2号というのは表示にかかわるものですので、もし、特許法のみを改正するのであれば、それに対応した改正が必要になるのではないかと思います。

○岡村委員長　事務局から、何かございますか。

○諸永室長　まさにご指摘のとおりだと思いますので、その特許の部分だけであれば技術的な部分だけといった形にさせていただきたいと思います。

○岡村委員長　よろしいでしょうか。

では、大水委員、お願いいたします。

○大水委員　ちょっと教えていただきたいのですが、インカメラ手続で仮に提出となった場合に、その提出の資料に営業秘密が含まれ得るということを考えているわけ

ですけれども、米国等ではアトニーズ・アイズ・オンリーとか弁護士のみに開示といった形で、相手方当事者にはみえないような形で開示するというようなのがプラクティスとして行われているのですけれども、特許法の改正の場合にはどういうふうに扱われるのでしょうか。

○岡村委員長　特許庁としてお答えになりますでしょうか。要は代理人弁護士オンリーなのか、それともというご質問です。

○水野特許庁総務課制度審議室法令企画係長　必要性判断のインカメラ手続でみた書類を当事者も確認できるのかということですよ。一応特許法105条の中で当事者にも開示できる規定がございますので、必要性判断のインカメラ手続においても当事者が確認できるように措置することを今の時点は検討しております。

○大水委員　なぜこういう質問をさせていただいたかといいますと、不正競争防止法の場合には、特に営業秘密の争いということになりますと、まさしく開示されるものが双方の営業秘密というところになり得ることが想定されていて、それが当事者にみえるような仕組みというのが果たしてどうなのかというのを、影響ははかり知れないなと思って質問させていただきました。

○岡村委員長　特許庁として何かありますでしょうか。

○諸永室長　資料3の2ページ目を御覧いただいて、多分7条3項の部分で、裁判所がそれを必要と判断するときという縛りがかかっているのは今の現状の部分だと思いますので、同様の判断かと思っております。

○大水委員　ただ、裁判所が必要だとしたとしても、それを本当に競争関係にある当事者の目に触れさせることができるかということについての何らかの議論はされておりますでしょうか。米国等では、そこはかなりクリアに外部弁護士のみという形での取り扱いをされておまして、あるいは社内のリーガルのみというような特定の記名された当事者のみみられるといった、そういうのをかなり厳格にプラクティスとして行っている現状がございますので。

○岡村委員長　先ほど7条のところの3項を拝見すると、アンダーラインに続いて、「当事者等（法人である場合にあつては、その代表者）又は当事者の代理人（訴訟代理人及び補佐人を除く。）、使用人その他の従業者をいう。以下同じ。）、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該書類を……」、これは裁判所がというのが主語ですので、裁判所の裁量でそのあたりは何が適当かをお決めになるというような条文構造のように思いますけれど

も。つまり、裁判官が一番フェアな立場にありますから、裁判所の判断に委ねようという趣旨でよろしいのですね。

○諸永室長　そこはそうなっております。

○水野特許庁総務課制度審議室法令企画係長　実質的にはちゃんと同意を得た上でという形になりますので、恐らくご懸念の点は解消するかなというふうに考えております。

○岡村委員長　林委員、今のこの点に関してですね、では、お願いいたします。

○林委員　大水委員のご指摘は、その点のもっと先のことをおっしゃっていると思っています。というのは、今回の改正を議論する出発点では、アトーンズ・アイズ・オンリーを導入するかという議論もあったのですが、現時点では入らない形で特許小委でとりまとめられています。アトーンズ・アイズ・オンリーを入れるかどうかという議論は今後も続くのではないかと思います。

今回は、特許小委で決まった改正の案をそのまま不正競争防止法にもってくるということであれば、当然ながらアトーンズ・アイズ・オンリーの点も今回は入っていないというところかと思えます。問題点のご指摘は賢明なところと私も思います。

○岡村委員長　ありがとうございます。

ただ、基本的にはこれは特許小委のほうで議論していただかないといけない問題で、我々は、どちらかというところとそれに関連してというような形という立場ですので、そこを踏まえてということになるかとは思っています。

では、野口委員、よろしく申し上げます。

○野口委員　ただ、ここは不正競争防止法について議論する場ですので、特許法での議論がベースにはなるものの、不正競争防止法としてさらに個別の配慮が必要かどうかというところは議論すべきではないかと思っております。そういう意味で大水委員の先ほどのご指摘は、特許に記載されているようなある意味公知の技術——そうはいっても特許技術を実際に使うときには営業秘密である部分もあると思うのです。特許の技術というのは一応公開であることが前提で議論されているものだと思うのですが、営業秘密は公開されていないことが前提の技術なので、当事者に開示することについては、より特別な配慮を特許よりも強く考える必要があるのではないかというご指摘だったと私は理解をしております、それはそれなりに理のあることではないかと思えます。

○岡村委員長　野口委員がおっしゃるとおりだと思います。ですから、この2ページの小さな※の部分になるわけですが、インカメラ手続という後に、「営業秘密の漏洩

を防止するため所持者が提示した書類を裁判所だけが閲読する手続」ということで、あくまでも特許情報そのものは公開されていることが前提になっていますので、それに付随した、あるいは相手方当事者等々に関して、それに関連する営業秘密についてインカメラ手続でやらないといけないのではなかろうかということ、これは必ずしも特許情報ということターゲットにした規定ではないのだという前提であることは申し上げたいと思います。

それと、大水委員が先ほどおっしゃったのは、アトニーズ・アイズ・オンリーにするということは当事者のいわゆる敵方の会社、相手方会社には伝わらないということが前提になるので、より固い制度として秘密を守りやすくいいのではなかろうかという、むしろそちらのほうの議論だだと思いますので、それはそれでまた特許制度小委員会のほうでいろいろな意見が出てくるのではないのでしょうか。

○大水委員 1点だけ、挙げてないのですけど補足を。まさしく野口委員におっしゃったいただいたとおりの考えを私はもちまして、対象物が営業秘密ということになりますと、より営業秘密的なものが当然そこでやりとりをされるという懸念がありますので、特許で考えたときと比べて特別な配慮が必要かというところは、不正競争防止法の観点から検討すべきではないかというポイントを挙げさせていただいております。

○岡村委員長 では、事務局から。

○諸永室長 特許の話も営業秘密も、原告側は特許、営業秘密で、相手側に営業秘密があるかというところなので、被告側の対象は特許法の訴訟であろうが営業秘密の訴訟であろうが、営業秘密があるので出せないという話なので、そこは多分一緒なのだと思います。そうでありますので、原告側の立場は特許の訴訟と営業秘密訴訟とあるのですが、被告側の何が出せないと主張しているところはまさに営業秘密なので、そこは差がないと思っています。

○岡村委員長 何か補足がございましたら、池村委員、長澤委員、相澤委員、あと、矢口委員という順番でお願いできたらと存じます。

○池村委員 ありがとうございます。

今、諸永室長がおっしゃられたことと大体似ているのですけれども、被告となった場合、特許の裁判であろうが営業秘密、不正競争防止法の裁判であろうが、例えばアメリカのディスカバリーとかになると何でも出せというような話になります。そういうようなことを求められたときに、営業秘密で守りたいことを無理やり開示させられるようなことは企業

側として恐れますので、ここでは特許法であろうが不正競争防止法であろうが、同様に議論すべきことであり、別の観点での論議が必要というのは、前提としては少し話が違うかなということを感じましたので、意見として出させていただきました。

○岡村委員長　では、次に長澤委員、お願いします。

○長澤委員　インカメラ手続の話の特許庁としたときの記憶に頼ってしまうのですが、もともと営業秘密だという理由だけで証拠の提出を拒めるというところが非常に原告側に不利であろうかということで、特許法の中でもインカメラ手続を入れて、営業秘密であっても、専門家が必要と判断された場合は提出させることができるような仕組みをつくらうではないかということで動き出したものであると理解しています。

ただ、営業秘密ではないものでも、もちろん開示の対象になることはなるので、不正競争防止法で同様の条項をいれた場合は営業秘密である可能性が非常に高いということは、若干の違いはあるとは思っていますけれども、もともとの特許法のインカメラ立法の趣旨は、営業秘密だという隠れみので証拠を出さないというところから始まったことは事実でございます。

○岡村委員長　ありがとうございます。私も大体同じ認識です。

相澤委員、お願いいたします。

○相澤委員　報告書を作成するときには、特許法が改正されたから、不正競争防止法に同じ規定を入れるということではなくて、懸念が指摘されたということは残していただきたいと思います。

○岡村委員長　では、矢口委員、お願いいたします。

○矢口委員　もう皆さんが発言されたのと同じ内容なのですがけれども、特許法のインカメラ手続におきましてこの問題がおきますのは、原告が被告に対して、被告製品の内容がどういうものであるか、あるいは被告の製造方法がどういうものであるか開示しろということになった際に、被告としては、それは営業秘密であると主張することになり、この場合、特許法のインカメラ手続でありまして被告にとっては開示する対象が営業秘密であるという意味において、特に不正競争防止法と変わらないかなという印象をもっております。

○岡村委員長　ありがとうございました。

では、次の議題もありますので――では、特許庁から。

○水野特許庁総務課制度審議室法令企画係長　先ほど相澤先生のご質問に誤った回答を

してしまったので訂正させていただきたいのですけれども、特許法で措置する予定なのですけれども、ほかの法律で引用している特許法の条文を改正することを検討しておりますので、最終的には、今回の措置は産業財産権四法全てに適用することを検討しております。失礼いたしました。

○岡村委員長 相澤委員、何かございますか。

○相澤委員 この説明は、技術に関する理由について触れられているのみです。そうすると、商標法に準用することについて、説明が必要であると思います。

○岡村委員長 ありがとうございます。

また、これ自身は第二次パブコメか何かにかえられる予定でしょうか。

○水野特許庁総務課制度審議室法令企画係長 一応先ほど諸永室長からもご発言いただいたのですけれども、今月末に特許制度小委員会を開催する見込みでして、そちらでこちらの論点も議論させていただく予定でございますので、一応そういう予定になっております。

○岡村委員長 そういうパブコメ等々も活用してということで、またこれについてはお詰めいただければと存じます。

まだご意見はございましょうけれども、次の論点へ行かせていただきたいと思います。ありがとうございます。

続きまして、本日の中心になります点ですが、7月より議論を行ってまいりました本小委員会における中間とりまとめ案につきまして、事務局よりご説明をお願いして、それから意見をいただくということにしていきたいと存じます。

まずは、事務局より事務局資料に基づいて説明をお願いいたします。

○諸永室長 ありがとうございます。

それでは、お手元の資料の4-1が文章で配付させていただきます。資料4-2は、今まで用いてきたものに加筆したものでございますけれども、ポンチ絵を使いながらご説明させていただきたいと思います。

今日の説明の趣旨は、中間とりまとめ案をたたき台という形で示させていただきましたので、今日この場と次回21日、また次回に向けての間にいろいろご意見いただきながら、こちらをどんどんたたいていきたいというのが趣旨でございます。ですので、前回示した事務局案から補足した部分や今回強調する部分を示させていただきたいと思います。

まず、1ページ目、「はじめに」でございますけれども、こちらは、第四次産業革命

(コネクテッド・インダストリー)に向けて、データの利活用促進に向けた制度の検討と技術的な制限手段による保護について、営業秘密の立証責任の転換を検討しているところでございます。一番下は、成長戦略や知財計画を引用しております。

2ページ目でございますが、こちらは第一章ということで、今日の議論の中心になる部分ですが、「データ利活用促進に向けた制度について」ということで、まず必要性についてです。こちらは、今日我々のこの中間とりまとめを行うに当たって、今までいただいているご意見を「主な意見」ということで示させていただいたのですけれども、非常にたくさん意見をいただいている部分でございます。前回ご紹介しましたように、コネクテッド・インダストリーに向けて、データ共有事業者に対する認定制度であるとかインセンティブというところ、高度化に向けたガイドライン、取引ができる環境整備、流通加速に向けたところを、不正競争防止法だけではなくて横断的な施策一体として推進することが重要であるというところから入らせていただきまして、この場においては、安心してデータ提供ができる環境整備の部分を担っていくといったところを示させていただきました。

2ページ目の下の部分でございますけれども、データの提供者が回収をしっかりと行えるようにというところ、データの取引がしっかりと進まなくなるおそれに対応していくのかといったところを示させていただきました。

3ページ目の冒頭、「一方」とありますが、データの利用者側の企業の方々の立場としても、それが過度に萎縮することがないように、まさにデータ提供者と利用者の保護のバランスが大事だということを基本方針として示させていただいております。

そして、今までいただいていたニーズなどを示させていただいたのが3ページ目でございます。

その先、4ページ目以降でございますが、こちらは、今まで示させていただいたところの変更点を拾いながら説明させていただきたいと思っております。4ページ目の2.(1)、これは前回ご議論いただいたところで追加がありました。「データの集合物の全部又は一部」というところを客体のところに追加させていただきました。

そして技術的管理、外部提供性、有用性については、これまでのご議論の部分でございます。

その下、こちら前回出した部分でございますが、「データ提供者以外の者が無制限・無条件で提供しているデータと『同一』のデータは保護の対象外とする。」を明示的に入れさせていただいております。

秘密として管理されている非公知なデータに関しては引き続き営業秘密として保護されるといったところを明記しております。

5 ページ目の真ん中あたりに図を示させていただきましたが、これは営業秘密と今回議論していただいている営業データ、これは（仮称）とつけていますけれども、そのような営業データとオープンにされているデータ、その違いがわかるように示しているものでございます。

6 ページ目を御覧下さい。こちらは「データに係る不正競争行為」の説明でございます。これは今まで何度かご説明しておりますが、追加した部分といたしますと、6 ページ目の真ん中の部分で不正取得類型にただし書きの部分、前回ご意見をいただきましたので加筆させていただきました。「ホワイトハッカー、修理・検査目的等、技術の発展や障害者支援等の社会福祉等の観点から正当な目的で行われる行為に伴う取得行為については、それが妨げられることのないよう留意する。」を加えさせていただいたところが変更点でございます。

7 ページ目でございます。こちらは「著しい信義則違反類型」と示させていただいておりますが、こちらも今までの文言に足している部分がございます。「第三者提供禁止の条件で」というところに、「背任、横領等に類すると評価される著しい信義則違反の態様で、不正の利益を得る目的又は保有者に損害を加える目的」、このような文言を追加しております。

ちょっと駆け足でございますけれども9 ページ目、こちらは次の類型、転得者類型でございます。一番上の部分が営業秘密と異なる点でございますけれども、転得者の取得行為自体は今回の救済対象としてはいないところでございます。取得に関して何か制限が入る部分ではないといったところ。取得時にということでは、取得時点において「悪意又は知らないことにつき重過失」というふうな、取得の段階で不正な行為が介在したことを知っている人に対しての転得者の行為。そして9 ページの下半分の、取得の段階では悪意がなかった場合に関しては、「ただし⑦'、⑧'の行為については、転得者が悪意又は重過失に転じる前の取引で定められた権原の範囲内で使用・提供は、適用除外とする。」と明記させていただいている部分でございます。

10 ページ目の真ん中の部分でございます、こちら今までご議論の中でありましたけど、4. と示させていただいた成果物の部分でございます。こちらは「データの不正使用により生じた物」、いわゆる成果物に関しては、「譲渡等の行為は、対象としない。」というところ

ころを明記させていただいております。

そして10ページ目の下の部分、今回、民事措置として差止め請求、損害賠償請求（損害額の推定規定等）、信用回復措置を導入するとさせていただきました。

11ページ目の冒頭でございますが、刑事措置に関しては、今後の状況を踏まえて引き続き検討としまして、今回の制度の導入からは見送ることとさせていただこうと思っております。

「主な意見」で、一番下のポツでございますけれども、刑事訴訟の導入は見送るとしましても、それは決して許される行為ではない、また、そもそも悪質な行為ではない等の間違ったメッセージにならないよう、留意点として書かせていただいております。

6.でございますが、こちらは、前回ワーキンググループの立ち上げなどもご了承いただきましたけれども、ガイドライン等を策定することによって、予見可能性を高める努力をしっかりと行っていくということで各規定の明確化。そして、そのガイドラインをつくる時点とともに、その先、施行された後においても、運用状況をみつつ、適時適切にガイドライン等を見直していくという点を入れさせていただきました。

7.でございますが、制度及びガイドラインともに、引き続き十分な周知期間を確保しつつ施行に向けてやりながら、制度が動き出した後も、実行性の高い制度及びガイドラインを目指しながら不断の検証、見直しを行っていくと書かせていただきました。以上が第一章でございます。

続いて第二章、第三章も簡単に説明させていただきますけれども、第二章に関しましては、技術的制限手段でございます。こちらは、まずコンテンツ以外の対象に関してもプロテクトはかけられているという実態を踏まえて、無効化を助長する行為として、機器の提供以外もあるので今回検討を進めましたというものでございます。

2.の冒頭でございますけれども、こちらは「映像、音、プログラムに加えて、電子計算機による処理（プログラムの実行の用に供するものに限定）」と書かせていただきましたけど、そのために用いるデータを追加していくといったところでございます。

3.でございますが、技術的制限手段の技術でございますが、その点に関してはアクティベーション方式が手段として含まれること。こちらは、追加では「明確化」といったところで示させていただきました。

4.でございますが、無効化装置等の提供と同等とみなされる行為であるところで、サービスの提供、無効化行為の代行サービスを追加するといったところで書かせていただきま

した。

13ページの下に、「ただし」とありますが、正当な目的の場合は適用除外を設けるというものでございます。

14ページ目の真ん中でございます。5. 技術的制限手段を無効化する情報の提供行為は、今回、無効化行為に直結するような技術的制限手段を無効化するための符号に限定してではありますけど、こちらの情報提供を不正競争行為として位置付けるとさせていただきました。

こちらも、ただし、適用除外として試験・研究目的を加えさせていただいております。

15ページ目でございますが、こちらは、技術的な営業秘密の立証責任の転換の項目でございます。こちらは今まで審議会でご議論いただきまして、技術的な営業秘密として、生産方法以外のところで、分析方法等に関する営業秘密に関しても不正使用行為の推定を加えてほしいという具体的な要望が寄せられてきたことを踏まえまして、推定規定の対象とすることで検討を進めてまいりました。

2. (1)でございますけれども、対象としては分析方法、評価方法(予測方法を含む)で検討を進めてまいりました。そして分析方法、評価方法から出てくるところで、技術上の秘密を使用したことが明らかな行為として考えているところが、この分析方法、評価方法によって得られた分析結果、評価結果、このような情報を提供しているところを明らかな行為として定めるところを、今までご議論いただいたところを踏まえましてとりまとめを行わせていただいたところでございます。

17ページ目でございますが、先食いする形で入ってしまって大変恐縮なのですが、今日の冒頭やらせていただきましたインカメラ手続の導入に関してでございます。今日のご意見も踏まえて書かせていただきつつ、特許法なのか商標法なのかといったところで、それが技術にフォーカスされていけば技術分野だけというふうにさせていただきたいと思っておりますので、こちらは、今日のご意見を踏まえて事務局でさらに修正をさせていただきたいと思っております。

以上、大変駆け足で恐縮でございますけれども、事務局からの中間とりまとめ案をご紹介させていただきました。

○岡村委員長　　ありがとうございました。

全体の討議に入ります前に、第一章の「データ利活用促進に向けた制度」に関連しまして、日本知的財産協会と日本経済団体連合会知的財産委員会企画部会より意見書のご提出

をいただいておりますので、ご紹介をいただきたいと思ひます。

まず、参考資料1が出ておりますので、大水委員からご紹介のほどよろしくお願ひいたします。

○大水委員 知的財産協会の大水でございます。全部読み上げますと長いので、若干はしりながらご説明申し上げたいと思ひます。

まず、データの重要性に関しましては、これは私どもも認識をともにしてありまして、データの利活用のための流通を促進するために、このような委員会でデータの保護の議論を行い、社会的なデータ利活用のコンセンサスを醸成するという事は非常に有意義であるというふうにご考へております。

一方で、データは物権的な権利としての保護はそぐわないというところもありますので、その過度な保護が与えられないように、活用とのバランスをとるということもご願ひしたいというふうにご考へております。さらに、最小限の保護から始めて必要に応じてタイムリーに制度を見直していく、こういうことが適当であろうというふうにご考へております。

総論として述べさせていただきますのは、データの正しい取引を促進し、データの悪性の高い取得・利用・提供行為、こういったものに対してしっかりと非難を表明することが産業政策上非常に重要であるというふうにご考へてありまして、この点については賛同を表明させていただきます。

一方で、事業活動に関しましては、事前の予測可能性をどうやって確保するかということも重要であり、なおかつこの種の規制が仮に設けられた場合において、濫用的に行使されてデータの利活用の障害となるような事態を生ぜしめないような慎重な配慮もご願ひしたい。

さらに、データ及びデータを利活用する事業活動自体は国境を超えてグローバルに展開されるものですので、諸外国との規制の方向とのバランスといったこともご配慮いただきたいと思ひます。

今までの議論の中で出てきた差止めということに対しての必要性でございますが、データの利活用を促進するためには、不正な流出が懸念され、差止めの必要性が認められる事情が存するかということについては、他の救済の効果との比較衡量も含めて、引き続き検討をご願ひしたいと思っております。

協会内でも今まで出ている事例というのは、対価収受の機会の損失という意味で営業秘密とは若干性質を異にするのではないかとご意見もございまして、一方で不正流通があ

った場合の救済としての差止めが必要なパターンもあり得るという意見もございまして、このあたりについては、引き続きコンセンサスをつくるべく議論を続けていきたいというふうに考えております。

次に、対象データにつきましては、中間とりまとめで書かれているのに比較的近い認識でございますが、それなりに集合していることにより価値が生じるレベルの量があること。技術的管理につきましても、その時点での技術水準に比して相応である、こういったところもご考慮いただきたいというふうに考えております。

管理侵害行為、パターンでいいますとBと書かれているところでございますが、これにつきましては、規制をすることについては賛成いたします。ただ、不正競争防止法2条1項11号、12号の技術的制限手段のところ、無効化装置等の規制外とされているところについての影響が出ないようなご配慮をお願いしたいと思っております。

次に、正当取得者Cに関しましては、悪性の高い正当取得者Cによるデータの使用・提供行為について規制を及ぼすということは賛成いたします。正当取得者といえども外部者Bの管理侵害行為と同等な悪性をもつような行為により取得された場合、あるいは正当取得後の契約違反行為であっても同視できるような状況が存する場合においては、これは規制の対象になるということは否定いたしません。

他方、そのような例外的な場合を除き、正当な契約を締結してその後の契約違反といったような事情につきましては、契約実施の適用に任せていただきたいというふうにも考えております。

転得者につきましては、悪性の高い転得者によるデータの使用・提供行為につきましては、これは同様に規制を及ぼすことについては賛成いたします。

ただし、転得者の考察におきましては、取引の安全の観点からの配慮を一層お願いしたい。悪性の高さによって規制の対象内外をご配慮いただきたいというふうに考えております。

事後的悪意の場合において、既存の入手契約の範囲で使用を認める、あるいは提供を認めるというご提案をいただいておりますが、これにつきましては産業界としては、これを果たして契約上どういうふうにか考えるのかといったところに関心があるところですので、そのあたりについてもぜひお考えいただきたいところではございます。

いずれにしましても、データの流通を促進するに当たっては、価値あるデータの提供者の管理意思を尊重し、これに対する保護の手段を与えるということは重要です。したがっ

て、データの提供者が安心してデータを提供できるよう検討を行う今回の議論は、非常に有意義であるというふうに考えております。

他方、データの流通においては、事業者側も安心して受け取れる環境がないとデータ流通の目的が達成されないということも事実でございますので、特に知的財産権や営業秘密でカバーされないデータ等においては、データを利用したり、事業活動あるいはデータの利活用によりサービスを受ける受益者とのバランスも重要であり、これらのビジネス環境もご配慮いただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○岡村委員長　ありがとうございます。

○諸永室長　今、大水委員から知的財産協会としてのご意見をいただきましたが、委員の方々に配付させていただいた J E I T A さんの意見もありますけれども、ほぼ同趣旨のものだと思いますので、ご参考にしていただければと思います。

○岡村委員長　ありがとうございます。

では、引き続きまして、池村委員よりお願いをいたします。

○池村委員　ありがとうございます。

経団連知的財産委員会企画部会の意見ということで紹介させていただきます。

○岡村委員長　参考資料 2 を皆さんにみていただいたらよろしいですね。

○池村委員　はい。繰り返しますけれども、ニュアンスの違いはあれど、慎重な検討をお願いしたいということが全体にありますので、同じ母体がかかなり重なっている産業界の意見ということで、知的財産協会大きく異なるものではないということをもまず最初に述べさせていただきます。

それでは、参考資料 2 をみて下さい。まず今回、前段で書いております対象とするものが外部提供目的のデータということで、これを差止めという強い民事的措置を伴う法律である不正競争防止法の規制を適用することについては、程度が過度になれば、今回の目的であるデータの利活用促進を実現しないばかりか、データ取引の安定性を阻害し、データ利活用の萎縮につながるおそれがあるということで、改正に当たっては諸外国における法規制の現状を踏まえ、データ利活用と保護の適正なバランスに配慮、他の既存の法律では十分に保護することができない利益を保護すべき最小限の場合に限定するという考え方に立脚していただきたいという点を、最初の意見として述べております。

ただ、意見が分かれる論点、場面がこの委員会でもございましたし、産業界のほうでも

ございます。ですので、両方の意見に慎重に十分に耳を傾け、合意形成に向けた真摯な努力を行っていただきたい。十分な合意が得られない論点については今回の改正に盛り込むことは慎むべきであるという点を、前段で述べさせていただいております。

次のページをお願いいたします。データの要件、行為規制の範囲、刑事訴訟の適用という、この3項目について意見を述べさせていただいております。まず、データの要件です。最初の内部データの取り扱い、オープンなデータの取り扱いについては、今までの論議と大きく異なることはございませんので、ここは省かせていただき、(3)のデータの要件の明確化という部分についてですが、今回この不正競争防止法改正において、企業が行う取引の実態に即し、適用対象が過度に拡大しないよう、データの要件を限定的な形で明確化すべきであるということで、今回、3点について定義はさせていただいておりますけれども、ただ今回扱っているデータが、今回も整理をしていただいておりますけれども、営業秘密からオープンなデータへと連続的につながっているという概念でございますので、データが出てくる、あるいは利活用するステージ、あるいは場面においていろいろな事例が考えられると思います。その点を十分に考えて明確化すべき。例えば、前回D I Cさんから紹介をしていただきましたが、この場でも営業秘密で守れるのではないかという点が、最初の意見、もしくは感想として出てきたことは事実でございます。ですので、こういった事例もきちんと検討して今回の改正に盛り込むべきであるというのがこの意見でございます。

それから行為規制の範囲です。ここにつきましては、まず転得者の適用除外のところをいっております。まず取得時悪意の転得者に対しては経産省のまとめ（案）に賛成をしております。

次が、取得時善意の転得者に関してです。ここにつきましては、黒ポツ2番目ですけれども、「データ提供者は、民法上の債務不履行責任、不法行為責任に基づいて、データの不正取得者、図利加害目的で権原外の使用・提供行為を行った正当取得者、転得者に対して損害賠償請求を行うことは可能である。」ということで、他の法律において対応することができる、という点をこの部分に書いております。

少し下がります、
「全く無関係の者の不正取得や権原外の提供に起因して、通常のデータの利活用行為が差し止められることは、取得時善意の転得者の取引の安全を害する。取得時善意（過失の有無は問わない）の転得者の『使用』『提供』行為については、基本的には不競法の適用対象とすべきでない。」ということで、まず基本的には対象とすべき

でないという意見を述べておりますが、次の黒ポツ、他方ということで、「データ提供者の利益を保護する観点から、一定の悪質な行為を規制すべきとの意見もあることから、議論の収斂に向けた十分な努力を行なうべきである。」ということで、このところは両方の意見を述べるという形にさせていただいております。

最後です。正当取得したデータの不正使用・提供行為です。こちらは、まず「正当に取得したデータを不正に使用、提供する行為については、民法上の債務不履行責任、不法行為責任に基づく責任追及など既存の法律で十分」であるので、「基本的には不競法で規制する必要はない。」

ただ、このところは『図利加害目的』の意味するところが判然とせず、広く解釈されることが懸念される状況であり、このような懸念が産業界のほうから多く出ております。ですので、企業の予見可能性を害するとともに、不競法に基づく係争を過剰に誘発する可能性があることから基本的には、賛成はできません。

ただ、ここも「一方で、極めて悪質な不正使用・提供行為に対する規制を設けるべきとの意見もある。」「『図利加害目的』の行為の内容を極力限定して、明確に示すことが必要である。」という総合的な意見としております。

最後、刑事措置につきましては、今回の目的は、不競法で、データ利活用の促進に向けた必要最小限の手当てを行うことであることから、まずは既存の規制及び不競法の差止めを含む民事的措置によって運用を行うことが適当であり、現時点において、刑事罰を導入することには賛成できません。

以上、経団連知的財産委員会企画部会からの意見書です。

○岡村委員長　　ありがとうございました。

引き続きまして、本検討会につきましてご関心をおもちの有識者の方よりご意見が寄せられております。事務局よりご紹介をいただきたいと思っております。

○諸永室長　　参考資料3になります。法政大学の西岡先生からのご意見でございますけれども、西岡先生は、我々経済産業省が本年4月にとりまとめました「第四次産業革命を視野に入れた知財システムの在り方に関する検討会」においても委員を務められるなど、これまでデータの利活用に向けてのご議論に参加いただいた先生でございます。

一部はしよりながら読み上げさせていただきます。まず、「データ利活用のための法的枠組みのあり方について」といったところで先生からご意見をいただいております。

1つ目の段落として、「第四次産業革命は、産業のデジタル化にともなう知財革命であ

るといってもよい。この流れを加速し、社会にとってよりよい方向に導くためには、データ利活用に関する正当な競争を促すための法的枠組みが不可欠である。企業活動の源泉となる産業データには、①誰でもアクセスできる『オープンデータ』、②関係者間で開示する『ディスクローズデータ』、③外部には決して出さない『クローズデータ』があるが、ここでは、特に②に相当し、かつ営業秘密として扱えないデータの扱いについて論じる。」

「企業活動におけるデータ供給者（データオーナー）にとって最大の懸念は、自社の営業活動の詳細を推定可能な事実データが社外に出ると、それが競合相手にわたり、自社にとって大きな不利益となることを阻止できなくなる点にある。たとえ契約が存在しても、故意または過失による漏洩が、技術的または制度的に阻止できない限り、そのメリットとデメリットを勘案し、データ提供に踏み出せないでいる。」

その下の段落は飛ばさせていただきます、「データの利活用を促進するためには、上記のようなデータの供給者側の不利益を未然に防止し、心理的不安を取り除くために、こうした産業データの扱いにおいて、少なくとも悪意または重過失による違反があった場合は、不正競争行為として法的枠組みにおいて対処すべきである。そして、同時に、データの使用に係る定義の曖昧性を排除するために、データプロファイルやサービスプロファイルといった、客観的な定義の枠組みを定め、データ利活用を行う善意の事業者の心理的抵抗も和らげる必要がある。」

飛ばさせていただきます、最後の結びでございますが、「第四次産業革命におけるデータ利活用の促進は、不正競争防止法などの法的な枠組みと、こうした技術的な社会基盤の新たな整備、そして事業者、当事者のデータの扱いに関する正しい認識が醸成されてはじめて実現する。以上」

というようなご意見をいただいております。

○岡村委員長　　ありがとうございました。

後に議論が控えておりますので、駆け足ですが、続きまして「データ利活用促進に向けた制度」に関して、ゲストスピーカーによるプレゼンテーションをいただきたいと思っておりますので、諸永室長、プレゼンテーターのご紹介をお願いします。

○諸永室長　　本日は、データ利活用の取り組みの事例といたしまして、東京電力フュエル&パワー株式会社にプレゼンテーションをお願いしております。東京電力フュエル&パワーでは、火力発電所の稼働データを集めてモデル化し、将来的には他社や海外に販売していくことに取り組まれています。この取り組みは、電力インフラのデジタル化により実

現され得る価値や電力産業の競争力強化に資する取り組みを検討するE-tech研究会、この中においても先進的な取組として紹介されているところでございます。

本日は、E-tech研究会事務局の河野様より研究会の概要をご説明いただき、東京電力フュエル&パワーの石橋様からプロジェクトの概要をご説明いただきたいと思います。

資料の取り扱いでございますが、一部非公開のものもございますので、議事などに関しては、座長と相談させていただきつつ、適宜非公開の部分を設けさせていただきます。今日、資料は既に公開されている部分でございますので、資料の取り扱いはオープンになる資料でございます。

それでは、河野様、石橋様、よろしくお願いいたします。

○河野氏 資源エネルギー庁電力産業・市場室の河野と申します。東京電力の石橋グループマネージャー様のご講演に先立ちまして、少し背景等をご説明させていただきます。

我々資源エネルギー庁では、電力産業のデジタル化を推進する研究会としましてE-tech研究会というのを立ち上げまして、その中で、主に火力発電所においてデジタル化によって生み出される価値や、それをどうやって新しいビジネスにつなげていくかといった議論をしているところでございます。まず、足元の火力発電所がどういう状況かといいますと、お手元、また前の資料を御覧いただきまして、現在、発電所ではオペレーションのデータというのをセンシングで収集してしまして、そのデータを整理・管理しまして、そのデータを元に、最適運用の予測、事故予兆することで、オペレーションに活用する、こういう循環が行われているところでございます。さらに、AIや機械学習といった新しい技術も進歩しておりまして、将来的にはこういった新しい技術、オペレーターのもつノウハウというのを活用しまして、自社の発電所だけではなくて、他社の発電所やさらには海外の発電所でもサービスを展開いただいて、稼いでいただくというような絵を描いているところでございます。

こうした世界を実現していく上では、電力会社だけではできませんので、電力会社がIT企業、メーカーと連携して取り組んでいくということが必要ということでございますが、他方で、電力会社の宝でもある運転データを他社に出すということに少なからずアレルギーがあり、なかなか連携に踏み出せない、といった実態もございます。

次のこの資料がその取組のステップを示したものになりますが、この赤囲みのところの問題意識としまして、「データの囲い込み」とありますが、安心してデータを出すことができないというところで、こういったデータの過度な囲い込みを生じているのではないかと

というふうに感じているところでございます。

こうした状況を一步踏み越えて、メーカーやITベンダーと一緒にやっていこうということで、予測モデルをつくったり実証したりということに取り組んでいるのが、まさにご講演いただく東京電力さんということでございまして、さらに東京電力では、宝であるデータのうち、自社で囲い込むデータというのと、商品にして提供することにより価値を見いだすデータ、ここを分けて別のビジネスとして組み立てていこうというふうに行っているところでございます。

本日は、主に後者のビジネスのところにつきまして、先日の10月26日のE-tech研究会の資料も使いながら、石橋マネジャーさんからご説明いただきたいと思っております。

○石橋氏 東京電力フュエル&パワーの石橋と申します。E-tech研究会における成果発表の前に、なぜ電力会社がデータを今までクローズにしていたかという、そのあたりの背景も含めてご説明させていただきたいと思っております。

電力会社は非常にたくさんのデータをもっています。スマートメーターになってさらに増えていくところもあるのですが、私たちの火力発電所のところでも、1つの発電所当たりで、数千ぐらいのセンサーがついておりまして、それが1分とかあるいは秒単位でデータを取得しますので、非常に膨大なデータとなり、それは宝になっている認識です。そもそもそういったデータを出さないとか出したくないといったところの背景は2つございまして、1つは、データの価値をそもそもわかってなかったというのと、もう一つは、データを出すことによる恐怖心というのがあって、そのあたりの過去の苦い経験を最初にご紹介させていただきます。

私たちのある発電所において、試運転のときはまだメーカーさんのものなので、その試運転で取得されるデータというのはメーカーさんに帰属します。試運転が終わると、設備と共にデータも電力会社に帰属しますが、実際に運転していくと、いろいろなトラブルが発生します。そういったトラブルや点検のデータというのはメーカーさんが製品保証や向上のために欲しいものとなります。電力会社も安定供給のために発電所をきちんと運用しないといけないので、メーカーさんの要求に応じて、データを出して原因究明や効率の改善を行っていました。

メーカーさんは、そのデータを二次利用して、製品の完成度を高めていったという事例があります。データの帰属について、一応契約等々では縛りはもったつもりではあるのですが、製品の向上に対して、電力会社は無償でデータを提供するのみで、なんの見返りも

ないという苦い経験をしました。

電力会社は、そういった営業機密、守るべきだったところがうまく守れなかったという経緯もあって、こういったデータを出すことに関しては非常に後ろ向きになっております。

、電力の自由化とかデジタル化、企業価値を高めていかないといけないという背景がございまして、そのデータの活用のところを検討することになりました。

過去の経験を元に発電所の中にサーバーを置いて、そこにデータをコピーして、今回の場合は13社のメーカーさんに発電所に直接来ていただいて、発電所の中で遠隔監視とか熱効率、性能の管理とか予兆の管理、統計解析といったところを、絶対そのデータを外に出さないようにという制約のもとでお試しをして、その結果、情報共有のリアルタイム化やノウハウの標準化による非属人化、改善力がアップしていくことがわかって、今回のE-tech研究会におけるデータの活用といったところの第一歩を踏み出すことができました。

その前提として、簡単に安全な場所で試行できるというところが必要で、今回みたいに発電所の中で囲い込んでしまうというところではなくて、もう少し安全な場所で試行ができるといったところが必要で、かつ契約等とかで縛ってしまうと、この世界は非常にスピードが重要になりますので、その辺の環境整備というのも必要になっております。ですので、特にデータを出したところに対する二次利用に関しても規制があるというのは非常に抑止力があって、データ活用が進んでいくのではないかなと思っています。

E-Tech研究会では、発電所の現場のところにあります経験や勘といったもの、質の高さというのを可視化して、そのツールとしてISOの規格やBOK、機械学習といったところで進めてございます。

今回検証したことは、石炭火力発電所における燃焼調整の体系化を機械学習により実施しました。燃焼調整は、石炭火力発電所で石炭を燃やす際のいろいろなパラメーターを、今まではエンジニアがやっていたところを、今回、機械学習を使って実施したことになります。

実際に私たち1社ではできなくて、今回はメーカーさんであるMHP SさんとTCS（タタコンサルタンシーサービシズ）、この3社、ITとOTとオペレーターといったところで進めていったということになります。

今回、実際にエンジニアが実施したときに比べてNO_x値を約10%削減することができたといったところなんです。燃焼調整のためのデータがあって、モデルをつくって、最適化を実現できた。それをそれぞれのメーカーとオペレーターとITの3社の対等な連携によ

ってできることがわかったこととございます。

3社の座組みが有効であることがわかったことと同時に、データを使った新しいモデルというのができる可能性を感じました。

データによって、機械学習のモデルは成長して、どんどん進化していきます。今回得られた最新のモデルは自分たちで使って、世代の古いものを他のI P Pや共同火力に提供していくといった新しいビジネスモデルというのもできるのではないかなといったところで今検討を進めております。このようなビジネスを実現する上で、データの二次利用の抑止力や第三者の提供のところ、このあたりの制度面の改定というのは、非常に魅力的であり、進めていただければと考えております。

ご説明は以上になります。

○岡村委員長 ありがとうございます。

それでは、本来ならばここで今のプレゼンについての質疑を行う予定でございましたが、時間が押しております関係もございまして、全体の質疑に入りたいと思います。その中で今のプレゼンに関してもご質問などが、これだけは聞いておきたいというような点がございましたら、取り入れて質問をしていただければと思います。

本日は、まず、章ごとという形で進めさせていただきたいと思います。まず、第一章のデータ利活用促進に向けた制度につきまして、ご発言をいただいた方以外の方からご発言をいただきたいと思いますので、まずは、いつものようにネームプレートのほうを立てていただければと存じます。

では、林委員、お願いいたします。

○林委員 資料4—1の中間とりまとめ案について意見してよろしいのでしょうか。

○岡村委員長 4—1第一章からお願いして、第二章、第三章は後でまたまとめてという形で、章ごとでお願いいたします。

○林委員 第一章に入る前に「はじめに」について意見を述べてもよろしいでしょうか。

○岡村委員長 はい。

○林委員 「はじめに」の1段落目の下から2行目に「データ提供者が安心してデータを提供できる、適切な流通環境の整備が不可欠である。」とございます。これにぜひ「データ利用者が提供されたデータを安心して利用できる」ということを加えていただきたいと思います。国としましては、データ利活用を最優先するということが全体の政策方針であると思いますし、そのためには、単にデータ利用者がデータを提供できるだけでなく、

利用者側が安心してデータを利用できる環境が必要であると思いますので、この点をつけ加えていただければと思います。これが「はじめに」についてでございます。

○岡村委員長 具体的には、文言的には、データ提供者が安心してデータを提供できる、また、データ利用者が安心してデータを利用できるというような文言という趣旨でよろしいのですか。ちょっと押していただかないとマイクがオフになりますので。具体的な文言で示すと今のような形でよろしいのでしょうか。

○林委員 「安心してデータを提供でき、提供されたデータを安心して利用できる」という形でも……

○岡村委員長 では、次の点のご意見を。

○林委員 私、まずゼロ「はじめに」について意見を申しました。

○岡村委員長 では、春田委員、お願いいたします。

○春田委員 とりまとめ、本当にお疲れさまでございます。

私のほうから、9ページのところでございます。(3)の転得者類型のところ、(ii)の重過失のところを書いてあるのですけれども、「重過失とは」ということで、「取引上の慣行に照らし、悪意と同視しうるほどの著しい注意義務違反があることをいう。」としているのですが、恐らくこの中で、重過失ということについて実際にどういったことが重過失になるのかが具体的に書きづらい部分もあろうかと思えます。今後、ガイドラインの策定について、この中に盛り込まれていますので、どういった行為が重過失になるのか、悪意のない重過失の行為ってどういったケースなのかということガイドラインの中で明確にさせていただきたいというのが1点です。

それから、(iii)の「善意無重過失である転得者が、その後、悪意又は重過失に転じた」ケースというところで、ただし書きに、「⑦'及び⑧'の行為については、転得者が悪意又は重過失に転じる前の取引で定められた権原の範囲内での使用・提供は、適用除外とする。」とありますけど、議論でもあったとおり、ここの部分は、内容は理解するのですが、実際の「転得者が悪意又は重過失に転じる前」と後の部分、ここのところは非常に明確化するの難しい部分もあろうかと思えますので、ここについても、どういったケースが転じる前で、どういったケースが転じる後になるのかというのをガイドラインの中でも明確にさせていただけたらと思っています。

特に文言の修正を今の2点については求めているわけではないのですが、従業員に対してこのところを明確していかないと、この文章だと、善意のある重過失者が不正競争行為

という形になるわけでございますけれども、善意というのか悪意のないといったらいいのか、どっちがどう正しいかどうかというのはありますが、そういった方ができるだけ不正競争行為にならないように明確化して、そのあたりをガイドラインに規定していただきたいと思っているところであります。

あともう一点、懸念するところが、今の明確化してほしいという話と関連するのですが、こういった今回の規定が明確化されない部分で、法の抜け穴というか、ちょっと言い方を悪くいうと、ここはごまかせるのではないのか。そういった法の抜け穴にならないようにという意味でも、データの不正流出につながらないように、ガイドラインで明確化していくことが重要ではないかというような部分を少し文言で加えていただければありがたいと思っています。

以上でございます。

○岡村委員長　ありがとうございました。

では、引き続き水越委員。

○水越委員　ありがとうございます。

2点お願いします。まず、3ページから4ページ目にかけての「主な意見」のところですが、追加していただきたいこととして、単に日本が世界に先駆けて規制すべきではないということだけではなくて、世界における産業の競争力に考慮して望ましい制度を構築すべきであるという観点をつけ加えていただきたいと思います。

また、その際、例えば、他国のデータ活用への日本の産業の参加状況に問題が生じていないか、準拠法や国際民訴管轄などの隣接分野もあわせて検討すべきということで、国際的なコンソーシアムにも問題が生じないかという点を加えていただければというのが1つ目の意見です。

2つ目もよろしいでしょうか。

○岡村委員長　まず、今の第1点は、要は今回の改正をするかどうかの中に入れてほしいというご趣旨なのか、それとも、さらなる検討を次のステップでしてほしいというご趣旨なのか、いずれなのかで書きぶりが変わるものですから、いずれと理解したらよろしいでしょうか。

○水越委員　1つ目は、今回の改正に当たって、バランスがとれていて、世界に出ていくときにも問題がないかということを考えてほしいと。

2点目は、隣接領域について今後検討していただきたいということになります。

○岡村委員長 隣接する領域というのは、管轄だとか準拠法という趣旨ですね。

○水越委員 そのとおりです。「実際のエンフォースメントに際して問題となる」と加えていただいてもいいかと思います。

○岡村委員長 その後者のほうは、今回の改正というよりは今後の検討の対象という一かなり詰まっているものですから……

○水越委員 そのとおりです。

○林委員 確認したいのですが、よろしいですか。

○岡村委員長 ちょっとまだご発言中なので。

○林委員 先ほどから座長が文章の一字一句とおっしゃるのですけれども、中間とりまとめ案の今の書きぶりへの意見でいいのですね。

○岡村委員長 林委員、まだ水越委員のご発言の途中ですので、それが終わってからお願いできましたら幸いです。

○水越委員 考え方というところですが、6ページ目の不正取得類型についてのただし書きについてなのですが、正当な目的で行われる行為に伴う取得行為という前に例がいろいろ書いてあるのですが、その粒度が様々でして、例えばホワイトハッカー、修理・検査、目的というのは修理と技術の発展が結びつくのか、公益的なのかとか、いろいろな観点がある。ちょっと粒度が整理されてないかと思いますので、例えば公益なのか技術なのかですとか、その辺を書くときに整理していただけたらと思います。

○岡村委員長 林委員のご質問は、今の水越委員との関連のものでしたのでしょうか。

○林委員 進行についての確認でした。確認してもよろしいですか。

これから意見を申し上げることは、例えば「主な意見」のところの書きぶりをこのように直してほしいということを口頭で申し上げた上で、後ほど具体的な文言については書面でお出しすることでもよろしいですか。

○岡村委員長 それでも結構でございます。ただ、この場で明確になるのであれば、そのほうがありがたいという趣旨でお聞きしたわけです。

○林委員 了解しました。

○岡村委員長 では、矢口委員、お願いします。

○矢口委員 ありがとうございます。

大きく2点ございます。まず1点目なのですが、4ページの保護客体となるデータの要件に関してなのですが、今回の書きぶりですと、以前の案とは異なり、単一のデー

タは保護の対象にならないという理解でよろしいかどうかお聞きしたいと思います。仮にそういうことであれば、保護の対象とならない単一のデータと保護の対象となるデータの集合物の全部又は一部の区別を明確に規定していただきたいと思っております。特に電子データ集合物の一部というものが保護対象とされているのですけれども、これとその単一のデータというものの関係を明確にさせていただきたいと思っております。

このように申しますのは、データの単位というものが必ずしも明確ではなくて、明らかにビッグデータに当たるようなものはいいのですけれども、訴訟におきまして、いわゆるビッグデータ以外の少数のデータについても問題になる可能性があるから申し上げております。この点はオープンデータの話でも関係するのですけれども、単一のデータとデータの集合物の区別については、データが同一であるかどうかを判断する点に当たりましてもまた問題になってくると思いますので、この意味でも明確化をお願いしたいと思います。

それから、もう一点あるのですけれども、7ページなのですが、「(2)著しい信義則違反類型について」というところなのですけれども、この著しい信義則違反というものと単なる信義則違反の区別が余り明確ではないように思われます。裁判実務を前提といたしますと、信義則違反が認められること自体がどちらかという例外的でありまして、それにさらに「著しい」という要件で絞りかけた場合に、どのような場合が通常的信義則違反で、どのような場合が著しい信義則違反なのかが明確ではないと思われます。

もう一点なのですけれども、ガイドラインで明確化するということには相当程度意味があるとは思いますが、信義則違反ということに関しましてはいわゆる開かれた構成要件でして、事案ごとにさまざまな事情を考慮して判断することになりますので、なかなか類型化するのは容易ではないのではないかと懸念を抱いております。

もう一点ご留意いただきたいのですけれども、ガイドラインというものは極めて有益なものとは考えておりますけれども、裁判規範ではありませんので、ガイドラインにいろいろな事例が記載されましても、実際の裁判におきましてその記載どおりに判断されるという保証はございませんので、一定の事情があれば裁判でも著しい信義則違反に当たると判断されるという誤解を招くような表現はしないようお願いしたいと思います。

以上です。

○岡村委員長　ありがとうございます。大変重みのあるご指摘だと思います。特に第1点目は、個人情報保護法の個人情報データベース等からプリントアウトした1枚物でも当たるかどうかというようなことについて、何を基準にどう決めるのかということはおかね

てより疑義があったりいたしますので、かなり広範囲な問題であるとも思います。いずれにせよ、さらに可能な限度で検討ができればと、私からも要請したいと思います。

では、長澤委員、お願いいたします。

○長澤委員 データの流通を促進するためには予見性が高いことが非常に大事ということで、前回、ガイドラインできちっと定義してほしいということを申し上げたわけなのですが、この間、私自身が法曹の人間ではないので、いろいろな弁護士さんに話を聞いたり、弁護士さんの出しているブログとかをのぞきみたりしました。そうすると、図利加害目的というのは悪質とか悪意とかとは関係なく、自己の利益とか他人に損害を与えることを目的とすること、というふうな書き方をしている文献も非常に多く、これだけだとちょっと広過ぎるというふうに感じました。弁護士さんによっては、狭い書き方をしている人もいれば広く解釈する人もいるので一概には言えませんが。

そこで、その前段にある著しい信義則違反の態様でという言葉がどういうふうにサポートするのかということになるのですけれども、この言葉はそもそも法律用語なのかどうかというのが私には分かりません。該当例が2つ書かれているのですが、2つともかなり悪質な提供に限られているように読めます。そうすると、7ページの④、使用ですけど、使用という例はないのではないかと思います。正当取得者の図利加害目的の使用というのは不要ではないかというのが、この間に考えたことです。

同様に、善意の転得者の⑦'、⑧'、これは「悪意」という言葉、もしくは「重過失」という言葉に代表されるのですが、これもさまざまな人に聞いてみると、悪意というのは知っているか知っていないかだけだということでした。従って、とにかく知っていれば悪意だというような広い表現を使われる弁護士さんも非常に多く、その場合には、転得者としての利用者が正当に得た情報だと思って転得して、設備投資をしてビジネスを始めた場合に、途中で悪意だと分かっても、その設備投資が膨大の場合は、正当取得されたものではなかったと知ったとしてもビジネスを止めることが困難だと思われれます。従って、これも提供というのはかなり悪意を感じるので、⑧'についてはまだ理解できるのですが、⑦'は不要ではないかというふうに感じました。

⑧'についても、知っているだけだとちょっとさすがにこれも厳しいので、やはり⑤と同様に、悪質なものに限って著しい信義則違反の態様の図利加害目的ぐらいまで限定してもいいのではないかというふうに思います。ここまで案をつくっていただいて誠に申し訳ないのですが、経団連やJ I P Aと同様に、今述べたあたりが折衷案になるのではない

かというふうに感じました。

以上です。

○岡村委員長　　ありがとうございました。

信義則自体は民法総則に出てくるれっきとした法律用語です。ただし、「著しく」といような文言にはなっておりません。また、矢口委員がおっしゃったように、若干ではありますが判例もございます。

それから、事務局が想定している主なものとしては、後段の部分につきましては業務上横領罪に該当するような場合だとか、あるいは背任罪に該当するような場合、つまり早い話が刑事事件になりうるようなケースということが中心的に考えられていますので、悪質性も極まれりということであることには変わりはないように思いますが、この点もまた事務局のほうで、さらに可能な限度で文言等の検討をヒアリングとともにお願いしたく存じます。

○長澤委員　　一言だけ。私は大企業でいろいろな弁護士に話を聞けるのですが、特に中小企業の方は、ウェブをみて判断される方もいらっしゃるのではないかと思います。そうすると、データを受け取るのをかなり萎縮することになりかねないので、その辺ははっきりしていただければありがたいというふうに思います。

○岡村委員長　　では、近藤委員、お願いします。

○近藤委員　　ありがとうございます。

まずは、いろいろな意見がある中、ここまで中間とりまとめ案ということでまとめられた座長及び事務局の方の労に感謝したいと思います。

今、第一章だけという話なのですが、二章、三章含め基本的なところについては、悪質性の高いものが明確になるということを前提に、基本的に賛成するということです。

1点お願いというかコメントさせていただきたいのは3ページでして、これは前回のときにも申し上げたのですが、3ページの上から4行目のところに「考慮しつつ、必要最低限の……」という、この間に、具体的な文言はお任せしますが、例えば「通常の経済活動におけるデータ利活用については、当事者間の経済活動に委ねることを前提とし、悪質性の高い行為のみを規制するような必要最低限の規律を設けることを基本として」という、不正競争防止法なので規制、規制というところが前面に出るのはやむを得ないところがあるのですが、基本はデータ利活用促進ということをおの中に入れてもらえると、「バランスを考慮しつつ」だけではちょっと弱いかなというふうに思いました。

以上です。

○岡村委員長　ありがとうございます。大変ご趣旨はよくわかりました。

では、相澤委員、お願いします。

○相澤委員　修文をこの場で提出すると進め方であれば、事務局が早めに資料を配付すべきではないかと思えます。

○諸永室長　今後は、もっと早くにお送りします。

○相澤委員　会議で、修文の提出を求める場合には、時間的な余裕についてご留意いただきたいと思えます。

これまで、議論を重ねて、流通に配慮をすべきということで、構成要件を加えていくべきであるという方向に修正がなされてきたと思えます。先ほど、ガイドラインに従った法解釈がなされるわけではないというご指摘があったように、簡単な規定を設けて裁判所で決めるということへの懸念がその背景にあると思えます。したがって、この構成要件をより詳細にするということは非常に重要であると思えます。

○岡村委員長　ありがとうございました。

今の点も、できるだけ早く資料を出していただくように、私からもお願いしたく事務局に要請をしたいと思えます。

順番でいくと、次は河野委員になるのですね。

○河野委員　ありがとうございます。

私、修文等の意見ではないのですが、今までこの検討をさせていただく中で、技術的制限手段、11号、12号との関係を整理していただきたいということで随分お願いをしてきたところでございます。事務局におかれましては、技術的管理性の要件ですとか暗号化を無効化するという行為と管理侵害との関係などで、随分検討、工夫をいただいたというふうに思っております。

また、管理侵害とされる行為の考え方のところですが、正当な目的で行われるのだけれども、形式的には技術的管理の無効化に当たってしまうと解されるものがあるということについても今回ご配慮いただいて、とりまとめ案にご記載いただいているということで謝意を表したいと思えます。

以上です。

○岡村委員長　ありがとうございます。

今日も大分差し迫ってきましたので、全員からご意見、まだおしゃべりになってない方

からも含めてということで、野口委員にしゃべっていただいて、杉村委員にしゃべっていただくという順番でしたいと思います。大水委員、申し訳ないのですが、まだしゃべっておられない方をできるだけ優先してということでいかなければならないと思いますので。

では、野口委員、お願いします。

○野口委員　ありがとうございます。

簡潔に行きたいと思います。1点目ですけれども、3ページ目の「主な意見」のところ、先ほどからいろいろ出ておりますけれども、規制というのは一度導入されますと、それを遵守することが求められますので、過剰な規制になりますと企業には負荷がかかってしまいます。そうすると、日本はいろいろうるさいことをいう国で、人工知能の開発などをするときいろいろコストがかさんで面倒くさい国だから、世界戦略を考えるときに日本は後回しにしよう、という議論がなされてしまう可能性があるかと思います。そういうことのないように、今の案は非常に悪質なものだけに限定しているという点を全体的に明確にして、日本が開発の際に世界から敬遠されないようにするということが大事だと思いますので、その点を追加していただければと思っております。

2点目ですけれども、6ページ目のところで例外規定の点。先ほど水越委員のほうから整理が必要ではないかというお話がございましたけれども、このあたりは米国等では、そのほかにリバースエンジニアリングであったりとか相互互換性の配慮であったりとか各法であったり、教育、アーカイブなどいろいろな目的での正当利用ということがいわれておりますので、また後ほど事務局等とも情報提供させていただいて、引き続き整理ができたらいかなというふうに思っております。

あと、7ページ目の、先ほど河野委員のほうから1項11号、12号の無効化行為は対象から除くというご発言がございましたが、この点は私も従来から申し上げてきたところですが、これは解釈としては、正当な目的で行われる行為ということに入って除外されるというご趣旨なのか、ここはこういう意見はあったけれども、そこについては特に手当てはしないというご趣旨なのか、事務局にその点はもう少し明確にご説明をいただきたいと思っております。

○諸永室長　今、確認の部分がございましたので。11号、12号の条文に手を加えて、そこを何かするといったところは、今回は行いません。一方で、悪質性の高い行為とあって管理侵害の部分が出てくるところで、11号はアクセス制限ではないので入らないと思っておりますけれども、12号でアクセスコントロールのようなものであれば、概念上入り得るところ

があると思います。ただ、基本的に個人がもっているようなものというのは正当取得のところまでいくところだと思いますので、ここでCと今まで申し上げたところの図利加害の要件に当たらないのではないかとといったところと、もう一つ、外からの侵害といったところに関しては、当然アクセス権がない方からの12号の技術制限無効化といったところで行う行為に関しては、正当な目的以外の部分は、例えば個人のハッカーのような方は今回対象に含み得る部分があると思っています。ただ、基本的にもともと11号、12号で行為として考えられていたような、自分がもっているものを外してしまうとかといったところは外れますし、正当な目的というのは、まさに今ご提案いただいているようなところというのは外れていくと思っています。

○野口委員　ありがとうございます。

あと、手短に申し上げますけれども、この図利加害目的のところですが、先ほどからさまざま意見が出ておまして、ガイドラインで整理するといいつつ、矢口委員のほうからは、そこは裁判規範にはならないというご意見もございましたので、現状は、営業秘密では例えば公序良俗、信義則に反するような形で利益を不当に図る目的であるとか、経産省様から出されている解説などでは、それなりにこちらに書いていらっしゃるのと同じような内容が書いてもありますし、裁判例でもそれなりに配慮はされているとは思いつつ、そこがガイドラインだけでは確実ではないということであれば、条文に記載するところもあわせてご検討をいただければと思っております。

あと、一番最後に転得者類型につきましては、悪意のほかに重過失を入れるかどうかというのは前回は議論になったと思うのですが、全体的に慎重な姿勢で謙抑的にという趣旨からは重過失は外すべきではないかと思っておりますので、申し添えさせていただきます。

以上でございます。

○岡村委員長　ありがとうございました。

引き続きまして、では杉村委員、お願いいたします。

○杉村委員　ありがとうございます。

まずは、電力インフラのデジタル化研究会様にご議論をご披露していただきましたことと、東京電力のフュエル&パワー株式会社様から懇切丁寧なパワーポイントでのご説明をいただきましたことに対しまして、感謝を申し上げたいと思っております。

また、これまでデータの適切な利活用促進に向けた制度構築に関し、この委員会で様々

な議論があり、なかなか一方向の一致した意見に統一できなかった部分もあったと思いますが、バランスを考慮いただいて、「まとめ案」として提示いただきました事務局の方々にも御礼を申し上げたいと思います。

前回の委員会では日本弁理士会として意見ペーパーを提出させていただく機会をいただきました。その際にも申し上げましたが、データの適切な利用の促進には、データ提供者とデータ利用者とのバランスを図ることが必要であると同時に、ビジネスの環境にも十分に配慮した制度の制定が必要だと思っております。

これまでの審議でまだ一つの方向に意見がまとまってない部分もあると思いますが、現段階では、必要最小限の規制の導入を、日本法の体系に合致させて導入制定するのが望ましいのではないかと思っております。また、先ほど長澤委員からもいろいろとご指摘がございました点を考慮していただいて、ガイドラインを策定していくことが必要ではないかと思っております。

「まとめ案」の修文につきましては、日本弁理士会内でもまだ検討中でございますので、何かありましたら、後日、事務局様にご連絡させていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○岡村委員長 その節にはよろしくお願ひしたいと存じます。

では、末吉委員、お願ひいたします。

○末吉委員 ありがとうございます。

1点のみです。4ページの2.(1)のところの2行目の「一部」の前に、私は「有用な」を入れたほうが良いと思います。それだけです。

以上です。

○岡村委員長 わかりました。

大水委員、一旦お話しされていますので、次の論点もありますので、大変恐縮ですが、極めて手短にお願ひできたらと存じます。

○大水委員 今おっしゃっている間でしゃべれたのではないかと思いますけれども、2点ございます。技術的管理性のところで、「管理意思を認識できる、電磁的アクセス制御手段」のところですが、ここに何らかの形で「適切な」というニュアンスを入れていただければなというふうに思っております。これがまず第1点。ページは4ページでした。

もう一点は、転得者のところについて重過失というのが入っておりまして、基本的には私も野口委員に賛同で、重過失のところは現時点では外していただきたいと思っております。

すが、仮にこれが残る場合には、やはり企業法務の観点から、過失ということになりますと当然注意義務が発生して、それに違反した場合の過失という認識をしますけれども、どの段階でどういう注意義務が発生するのかというところの議論を深めていただきたい。それが企業の例えば総務部門、法務部門のところ、何をしていれば安全なのかということの指針になるかと思しますので、これが残る場合にはぜひそれをお願いしたい。この2点でございます。

○岡村委員長　　ありがとうございました。

私の話よりは随分長かったとは思いますが（笑声）。

時間もございませんので、第二章についてのご意見を賜ればと存じますので、どなたからでも結構ですので……

○木村審議官　　二章、三章はまとめてやったほうがいいのではないのでしょうか。

○岡村委員長　　三章は、先ほど事実上入ってしまいましたのでほとんど済んでいますので、三章も含めてでも結構ですので、お願いいたします。

では、水越委員、お願いします。

○水越委員　　二章についていろいろと論点をおまとめいただきまして、感謝申し上げます。細かい点ですが、13ページのところのアクティベーション方式の※の説明についてなのですが、「使用期間や機能にロックがかかる。」というところに、「未認証の状態であれば、」とありますが、これは製品版として未認証という趣旨ですので、その前でも使用期間中は使えますので、それを加えていただくとともに、最後も「使用が可能となる方式」の前に「製品版としての」使用が可能となると加えていただくと、一層明確かと思えます。以上です。

○岡村委員長　　その点また、これで正確かどうかということ事務局のほうにレクチャー願えますでしょうか。

○水越委員　　承知いたしました。

○岡村委員長　　では、野口委員、お願いいたします。

○野口委員　　第二章ですけれども、こちらの対象にデータを加えるという話は大分前にしまして、その後、第一章の話をして、そちらに先ほどご提案をいただきましたような集合物の全部又は有用な一部ということになったこととの平仄に照らして、こちらのほうは、これはご質問ですけれども、単体のデータも含むのか、こちらビッグデータ等を念頭に置いて、ある程度集合のデータを考慮するのかという点を、念のため確認をさせていただ

ければと思いました。

○諸永室長　この部分はプロテクトを破る技術の話なので、単体のみを破る技術と集合体を破る技術と、技術としては同じなのかなと思っているので、技術の部分なので、そこは分けてない部分だと思っています。

○野口委員　ありがとうございます。

○岡村委員長　ほかに、相澤委員、お願いします。

○相澤委員　いろいろな製品形態があります。例えばコードキーが入った中古品というのが出た場合に、これが侵害となるということでは、ソフトウェア等の流通を阻害するおそれがあります。中古品の譲渡を制限するのであれば、説明が必要ではないかと思います。

○岡村委員長　私もその問題意識、非常によく理解できるところでございます。その点も次のバージョンまでにご検討いただければと私からも要請いたします。

○諸永室長　まさにパソコンとか中古品の中に入っているものは外せるように考えています。

○相澤委員　プロダクトキーが入っているパッケージというのを売っています。その中古品をどうするかという質問です。

○岡村委員長　水越委員。

○水越委員　手短に。先生のおっしゃる趣旨、よく分かります。恐らくここで書いていただいているのは、符号だけを譲渡するというのはライセンスが伴いませんので、もともとライセンスをもっていて、そのために使った符号とライセンスをそれぞれ譲渡ということだと含まれないという趣旨でおまとめいただければよろしいのではないかと思います。符号を譲渡とすると、ライセンスのない符号の譲渡のようにも聞こえますので、その辺の書きぶりを工夫していただければと思います。

○木村審議官　この点につきましては、事務局から個別に相澤先生と水越先生にアプローチさせていただきまして、きちんと確認をさせていただいた上で次回ご提出させていただくものに反映させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○諸永室長　趣旨は理解しておりますので。

○岡村委員長　ほかにまだこの論点について発言されておられない委員の皆様から、一言ずつでも結構ですので、二章、三章についていただけますでしょうか。

そしたら矢口委員、先ほどおっしゃったのでしたっけね、何か補足ございましたらどうぞ。

○矢口委員 特にありませんが、第三章の立証責任の転換に関しましては従前申し上げたとおりでして、裁判所が推定規定を使う場合に不合理な結論にならないようお願いしたいと思います。

○岡村委員長 ありがとうございます。

春田委員、何かございますでしょうか。

○春田委員 まとめていただきまして、ありがとうございます。基本的に私もこの営業秘密保護に関しましては、ワーキンググループなり審議会にも参加しておりましたので、この第三章についてはある程度理解しているというところでございます。事務局案に対し、おおむね賛成の立場で臨みたいというふうには思っているところであります。

○岡村委員長 林委員は二章、三章、何かございますでしょうか。

○林委員 全体を通して修文の意見は、また書面で出させていただきます。

○岡村委員長 分かりました。

野口委員はおしゃべりいただいており、長澤委員、何かございますでしょうか。

○長澤委員 ざっとみたところ、問題がないといえますか賛成できるのですが、もう一度ちゃんと読んで、もし意見がありましたら提出させていただきます。

○岡村委員長 杉村委員、何か。

○杉村委員 二章、三章については基本的に賛成でございます。修文につきましては、日本弁理士会内でも検討中でございますので、もし何かありましたら、事務局様に後ほどお知らせしたいと思います。

○岡村委員長 末吉委員、何かございますか。

○末吉委員 15ページの(2)の書きぶりは、いつも何か申し上げるのですが、ちょっと考えてみます。修文はちゃんと、意見を出す場合には紙で次回までに出しますので、よろしくをお願いします。

○岡村委員長 ありがとうございます。

では、近藤委員、何かございますでしょうか。

○近藤委員 先ほど申し上げたとおり、ございません。

○岡村委員長 河野委員、何かございますでしょうか。

○河野委員 三章のところにつきましては、検討が若干不十分なところが私どもの中にありますので、もし何かありましたら、後ほど意見を出させていただくことがあるかもしれません。

○岡村委員長　大水委員、何か補足ございますでしょうか。

○大水委員　先ほど時間を使ってしまいましたので、遠慮させていただきます（笑声）。

○岡村委員長　進行にご協力、ありがとうございます。

池村委員、何かございますでしょうか。

○池村委員　三章のところは、前回の27年度改正の時の論議から携わってきたところまでございまして、「モノづくりからコトづくり」というふうにいわれておりますが、従来はモノの生産に偏っていたところから、今後は技術、営業秘密等をベースにサービスで事業をするということもこれからどんどん重要になってくると思いますので、このようなまとめをしていただき、非常にありがたいと思います。感謝しております。

○岡村委員長　相澤委員、何か補足ございますでしょうか。

○相澤　皆さんの議論の中心は、6ページ以下に集約されていると理解をしています。

報告書で最終的のとりまとめにあたっては、少数意見につきましても十分に記載をされて、これまでの皆さんの議論が反映されるようお願いをしたいと思います。

○岡村委員長　ありがとうございました。

そろそろ時間が来てしまいました。本日のご議論で、おおむね第二章につきましては大きなご異論はなかったかのように存じます。三章につきましては、最初のところでいろいろな意見が出ましたので、それを踏まえて、正確にいうと特許法のインカメラ手続との関係の部分が……

○諸永室長　三章ではなくてその他の部分ですね。

○岡村委員長　その他の部分ですね。三章につきましても、そういう意味で大きなご異論はおおむねなかったのではなかろうかと存じます。また、第一章に関しましても、細かな点等ではございましたけれども、外部提供用データの骨太の部分については大きな異論なく、また、図でいうと上のほうの無権原者Bによるものについても大きなご異論はなかったと存じます。下段のほうの著しい信義則につきましては、本日出ました意見を踏まえて、また検討をすべきものと存じます。また、⑦'、⑧'の部分につきまして、特に善意、重過失まで入れるのかという意見も強うございましたので、それも踏まえてさらなる検討を詰めていかなければならないことだと思えます。また、刑事に関しましても、おおむね時期尚早というか、刑事が入ることというような抽象的なレベルではともかくとしても、今回は、今後の運用を見計らって、将来の次の課題として論じるべきだというようなことであったと思えます。

次回8回の小委員会では、それらの残された点につきまして、さまざまなお立場におられる皆様から多くのご意見をいただき、最終的な結論が得られるようお願いしたいと思います。事務局におかれましては、私から座長としてのお願いとしましては、それまでの間に修文的な部分等々も含めまして、意見を吸い上げていただくようお願いできればと存じます。

それでは、ちょうど時間もまいりました。次回までに、そうした意見等々につきましては直接お願いできればと存じます。

○木村審議官　大変お疲れさまでございました。先ほど相澤先生から、たたき台のお届けが直前になってというお叱りもいただきました。次回、大変重要な局面でございますので、私どもできるだけ早めに準備をして、お手元にお届けしたいと思います。そのバージョンには、今日のたたき台に対して修文等のコメントいただける部分がございますれば、例えばですけど、来週中ぐらいを目途に一旦いただきまして、それを反映させたものをできるだけ早期にまた改めてお届けさせていただきまして、ご確認をいただくというような丁寧な手続をとりたいなと思っておりますけれども、来週中ぐらいにお出しになっていただくというようなことは、お願いさせていただいてもよろしゅうございますでしょうか。

○林委員　そういたします。それから、今日少なくとも経団連の池村委員、知的財産協会の大水委員から参考資料1と2が出ているわけですので、「主たる意見」のところにはぜひそれも盛り込んでいただきたいと思えます。

○岡村委員長　では、最後に今後のスケジュールにつきまして、事務局からお願いしたいと存じます。

○諸永室長　本日も、ご議論いただきましてありがとうございます。そして、プレゼンテーションいただきました石橋様、河野様、ありがとうございます。

今、座長から、そして審議官からもご説明いたしましたけれども、次回11月21日火曜日に向けて、今回示させていただきました中間とりまとめのブラッシュアップを図っていきたいと思っておりますので、書面でのご意見とともに、委員の方々に毎回大変申し訳ないのですが、事務局との打合わせの機会を設けさせていただきたいと思っておりますので、時間などもよろしく願いいたします。最後、大詰めの部分でございますので、ぜひよろしく願いいたします。

○岡村委員長　すみません、ちょっとだけ時間をはみ出してしまいましたが、以上をもちまして、産業構造審議会不正競争防止小委員会第7回会合を閉会とさせていただきます。

本日は、長時間のご審議ありがとうございました。

—了—